

(都市経営部)

【市政情報の発信について】

(質問)

事業別決算説明書 P. 35の市政情報の発信について伺います。決算額約1億1600万円のうち、広報とよなか等の発行に約1億1100万円、ホームページ及びフェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ライン、ユーチューブ等のインターネットを活用した情報発信等に約460万円となっています。あらためて、それぞれの広報効果をどのように評価、分析されているでしょうか。また、それぞれの金額の差について、どのように考えておられるでしょうか。

<答弁>

広報効果につきましては、広報誌は、全戸配布することにより重要な手続きや制度改正などの情報を、広く提供できる効果があると考えております。

インターネットを活用した情報発信は、即時性を活かした緊急時の災害情報や、拡散性を活かしたイベント情報や市の魅力の発信などを中心に効果を発揮していると考えております。

広報誌の発行はインターネットに比しておよそ24倍の費用が掛かっていることは認識していますが、現時点では、全市民に情報を届けるために必要な経費であると考えています。

(質問)

デジタル・ガバメント宣言をされた本市において、広報戦略課の費用のかけ方が、アナログに大きく比重がかかっていることについて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

インターネット環境を持たない方への情報の周知に関しては、依然として紙媒体で全戸配布による周知が必要であると考えております。

インターネット、SNS の利用がさらに進めば、情報発信を紙媒体からデジタル媒体へ徐々にシフトすることが可能であると考えております。

(意見・要望)

デジタルディバイド、いわゆる情報格差を生じさせないための配慮は、必要だと思っておりますが、インターネット環境を持たない方に情報を周知するために、広報誌を全戸配布しなければならないということではないと思っております。広報誌の発行がインターネットに比して、およそ24倍の費用が掛かっていることを認識しながら、全市民に情報を届けるために必要な経費とのご答弁には、もう少し、工夫やアイデアを模索して頂きたいと思っております。インターネット環境を持たない方にのみ情報発信する方法、もしくは、広報とよなかも必要な方だけに提供する手法など、ぜひとも検討、研究頂きたいと思っておりますし、今年度、実施の広報に関する市民アンケート結果も踏まえて、現在の広報とよなかの契約更新時期にあたる令和4年度からは、市政情報の発信手法及び経費のかけ方の抜本的な変革、刷新をあらためて期待と要望をしておきます。

【広聴におけるデジタルツールの活用について】

(質問)

事業別決算説明書 P. 24の意見公募手続き制度の推進及び要望・陳情への対応について伺います。パブリックコメントや市民の声を少しでも活用して、市民の市政参画を促進することを目的に、以前から、公式ツイッターやフェイスブックへのご意見等もパブリックコメントや市民の声として取り扱うようにすることを提案してきましたが、何らかの検討や進捗はあったのでしょうか。

<答弁>

公式ツイッターやフェイスブックに寄せられるご意見等の投稿につきましては、市政運営の参考にするため庁内で共有することを現在、検討中でございます。

意見提出にあたって住所・名前を明らかにして頂く必要のあるパブリックコメントと回答の連絡先が必要となる市民の声の SNS 利用につきましても、アカウントの管理や運用方法を検討中です。

(意見・要望)

公式ツイッターやフェイスブックに寄せられる意見の庁内での共有については、検討中とのことで、ぜひ、可能な限り早急に対応して頂くことを要望しておきます。また、パブリックコメントや市民の声の SNS での提出や投稿についても、パブリックコメントの様に住所や名前を明らかにしていく必要があるなど課題もあるかと思いますが、市民の声については、連絡先が必要といっても、住所や電話番号、メールアドレス以外にも、SNS のアカウントでも連絡先には成り得ると思いますので、ぜひ、柔軟な取り扱いを検討頂き、早期、実現をして頂きたいと要望しておきます。デジタルディバイドはインターネットを利用できない方や、高齢者が比較的、対象者として挙げられることが多いですが、私は、現在の行政の対応は若者にとってもデジタルディバイドを起こす可能性があると考えています。現在、若い世代が情報入手したり、連絡を取り合ったり、情報を交換し合うツールが、どれだけ、行政の手続きで使用可能となっているのでしょうか。パブリックコメントにしても、市民の声にしても、現在は、手紙、電話、FAX、メール、ホームページの投稿ページからしか受け付けてもらえません。そのいずれも、今の若い世代は使用しておらず、普段使用していないツールをわざわざ使用しなければならないのです。こういった問題も、デジタルディバイドとして、認識して頂き、改善策を講じて頂きたいと強く要望しておきます。

【事務事業評価への AI の活用について】

(質問)

事業別決算説明書 P. 41の行政評価について伺います。事務の効率化、事業効果の向上、データに基づく PDCA サイクルの確立を目的に、事務事業評価や行財政運営に係る PDCA サイクルに AI を活用することはこれまで検討はされてこなかったのでしょうか。また、今後、取り入れていく考えはないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

PDCA サイクル全般への AI 活用については、これまで検討したことはございませんが、今後、データの解析や指標の分析に AI を活用していくことは可能性として考えられます。

なお、PDCA サイクルは、事業の背景や課題など様々な要因を総合的に判断しながら評価し、計画に反映させていく必要があるため、PDCA サイクル全般に AI を導入することは現時点では難しいと考えています。

(意見・要望)

今後、データの解析や指標の分析に AI を活用していくことは可能性として考えられますとのご答弁でしたが、必ず活用できると思います。そのためにも、行政全般に言えることですが、デジタル化の推進と併せて、事務事業評価のより一層の数値化、細かい数的指標化を進めて頂きたいと要望しておきます。まさにご答弁にあったように、背景や過程、課題など、様々な要因を総合的に判断しながら評価すること、いわゆる定性評価については、機械やコンピュータよりも人間の方が優れているかと思いますが、それに加えて、一つ一つの事務事業を細かくデータ化、数値化することによって、事務事業を定量評価することについては、デジタルツール、デジタル技術の方が圧倒的に優れており、デジタルガバメントを推進していこうとする本市においては、そのツールや技術を活かすためにも、定量評価を積極的に取り入れていくべきと考えます。先程のご答弁で、PDCA サイクル全般に AI を導入することは現時点では難しいと考えているとのことでしたので、逆に言えば、AI を導入できる事務事業もあるということでしょうし、将来的には可能になってくるということだと思いますので、事務事業のより一層のデータ化、数値化、定量評価、AI の活用については、積極的に、前向きに研究、検討して頂きたいと要望しておきます。

【事務事業の見直しについて】

(質問)

事業別決算説明書 P. 43の行政改革の推進について伺います。事務事業の見直しについて、令和元年度を取り組みの最終年度とし、取り組みの結果を公表したとあります。あらためて、事務事業の見直しの効果や課題など、取り組みの結果に対する見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

事務事業の見直しにつきましては、対象となる28事業のうち25事業について目標を達成し、効果的・効率的な体制づくりやコスト削減に向けた取り組みを行うことが出来ました。

課題と致しましては、ごみ収集運搬、放課後こどもクラブ、図書館の3事業について、引き続き、目標達成に向け取り組んでまいります。

(意見・要望)

事務事業の見直しについては、28事業の内25事業について目標を達成し、効果的・効率的な体制づくりやコスト削減に向けた取組みが行えたとのことでした。今年度からは、スマート豊中プロジェクト(新たな事務事業の見直し)を実施されていますが、新たな視点や目的意識を持って取り組んで頂くとともに、これまでの事務事業の見直しで評価された点、効果的・効率的な体制づくりやコスト削減の意識は、スマート豊中プロジェクトにおいても、持ち続けて頂きたいと要望しておきます。

【公共施設等総合管理計画について】

(質問)

2017年に策定された公共施設等総合管理計画の進捗状況を教えてください。具体的には、公共施設等総合管理計画は、2040年度までに、2016年度比で市有施設の総延床面積を80%以下に施設再編をするという計画ですが、昨年度までで、どれくらいの施設再編が進んだのでしょうか。

<答弁>

公共施設等総合管理計画の進捗状況につきまして、昨年度末の施設総量の削減率は3.6%となっております。

(質問)

公共施設等総合管理計画は、2040年度(令和22年度)までの計画ですが、2040年度に合わせて再編を進めなくても、できるところから、再編は進めればよいと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

市の公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、戦略的配置、複合化、多機能化など、よりよい公共サービスの実現をめざし、再編していくことにしています。そうした点を踏まえ、毎年策定している個別施設計画で進捗管理をしながら、計画的に取組みを進めて参ります。

(質問)

平成30年3月の総務常任委員会で、「現在、資産活用部が中心となり、集会機能を有する施設全体の再編の基本的な考え方を示す方針を策定しようとしております。そのため、この方針が策定された後、方針の内容も踏まえ、共同利用施設の実行計画の策定に着手してまいりたいと考えております。」との答弁がありました。地区会館、自治会館、共同利用施設等の集会機能を有する施設全体の再編の基本的な考え方を示す方針は既に策定されたのでしょうか。

＜答弁＞

公共施設等総合管理計画で集会・コミュニティ施設として位置づけられている、共同利用施設、地区会館等、集会機能を有する施設の再編方針につきましては、平成30年8月に策定しました。この方針にそって具体的に取り組を進めるため、「地域コミュニティ拠点施設の再整備プラン（素案）」を作成し、現在、パブリックコメントを実施しているところです。

（質問）

集会機能を有する施設全体の再編の基本的な考え方を示す方針において、地区会館、共同利用施設など全体で、どの程度、集約、再編を行うとされているのでしょうか。また、いつ頃までに再編を完了させる予定とされているのでしょうか。

＜答弁＞

現在、パブリックコメントを実施しているところでございますが、再編の基本的な考え方としては、地域活動の「拠点」となる施設を小学校区に1か所配置するとともに、地域活動の場の充実を図ってまいります。再編の工程ですが、一旦、公共施設等総合管理計画中間見直しである令和10年度を目途に、すでに地域自治組織が形成されている、または学校再編が行われている小学校区において、先行して検討を進めて参ります。地域コミュニティのあり方は、地域の特性や実情等によって異なります。今後、地域住民の皆様のご意見を聴きながら、施設の配置のあり方や必要施設数を検討し、対象施設や近隣施設の状況を踏まえ、再編を実施して参ります。

（意見・要望）

地区会館、自治会館、共同利用施設等の集会機能を有する施設全体の再編の基本的な考え方としては、地域活動の「拠点」となる施設を小学校区に1か所配置し、地域活動の場の充実を図っていくこと。再編の工程については、令和10年度を目途に、すでに地域自治組織が形成されている、または学校再編が行われている小学校区において、先行して検討を進めていくことを確認させて頂きました。

(都市活力部)

【共同利用施設について】

(質問)

事業別決算説明書 P. 58の共同利用施設運営管理事業について伺います。以前の委員会質疑で「集会機能を有する施設全体の再編の基本的な考え方を示す方針を策定しようとしており、その方針が策定された後、方針の内容も踏まえ、共同利用施設の実行計画の策定に着手してまいりたいと考えております。」と、当時の空港課が答弁されました。先程、創造改革課のご答弁で、「共同利用施設、地区会館等、集会機能を有する施設の再編方針は、平成30年8月に策定した」とのことでしたが、再編方針を踏まえ、共同利用施設の実行計画の策定は、現在、どのような状況にあるのでしょうか。また、現在33か所ある共同利用施設の閉鎖や集約等の検討は、どの程度、進んでいるのでしょうか、現状を教えてください。

<答弁>

共同利用施設の再編は、共同利用施設だけでなく他の施設も含め、地域の集会機能を担う施設を、各地域でどのように配置し、運営するかという観点から検討することが必要です。そのための考え方について、庁内関係部局が集まり、「集会機能を有する施設の再編方針」として、平成30年8月に策定しました。さらに、この方針を具体的に進めるものとして、創造改革課が中心となって、「地域コミュニティ拠点施設の再整備プラン」の素案を作成し、現在、パブリックコメントを実施中です。このプランの確定後、施設の閉鎖や集約だけでなく、より使いやすい施設への改修や施設の新たな運営方法による効率化、複合化による新たな機能・価値の創出なども含めた建設的な検討について、地域の意見を丁寧に聞きながら進めてまいります。

(質問)

いつ頃までに再編対象施設を選定し、いつ頃までに再編を完了させる予定なのでしょうか。

<答弁>

地域ごとに、他の公共施設の整備再編や、他の集会施設との役割分担の検討と連動して、進めて参りますので、共同利用施設単独での予定を立てられるものではありません。

(意見・要望)

平成30年8月に「集会機能を有する施設の再編方針」を策定され、現在は、地域コミュニティ拠点施設の再整備プランの策定を目指して、取組みを進められており、この再整備プランが確定してから、具体的な案を示しながら、地域の方々のご意見を伺いながら検討を進めていかれるということだと思います。答弁にあったように、共同利用施設だけでなく、地域の集会機能を担う施設を、どのように配置、運営するかということは、地域の状況、過去からの背景、利用者間や利用団体間の関係性、管理運営者や団体の状況や思惑など様々なことを考慮しなければならず、拙速に、また、乱暴に、市として一方的に決めていける話ではないことは十分理解致します。そういう意味では、公共施設等総合管理計画の計画

最終年度の2040年度までは、約20年あるとはいえ、解決すべき施設の数や地域の数を見ると、そんなに時間的余裕はないと思います。地域ごとに、他の公共施設の整備再編や他の集会施設との役割分担の検討と連動して、進めていくとのことでしたので、コミュニティ政策課や関係部局と連携を密にしながら、進められる地域から、積極的に計画や戦略を立てて、進めて頂きたいと要望しておきます。また、創造改革課には、その進捗管理をしっかりと頂きたいと、あらためて要望しておきます。

【豊中ブランド戦略について】

(質問)

事業別決算説明書 P. 44の魅力創造事業に、豊中ブランド戦略の推進があります。豊中ブランド戦略4年間の取組みを総括するための市民アンケート調査の実施、審議会の答申などを経て、第2期豊中ブランド戦略の策定をしたとあります。第1期の豊中ブランド戦略はどの程度、遂行され、具体的にどのような効果が得られたのでしょうか、4年間の取組みに対する市の評価と合わせて、見解をお聞かせ下さい。さらに、この事業の評価指標は何なのか、また、4年間で具体的にどの程度、その指標の数値の向上や改善が見られたのでしょうか、教えて下さい。

<答弁>

第1期豊中ブランド戦略に基づき、豊中の価値を高めるため、助成金事業などを通じた市民による取り組みへの支援や、子どもを含む多様な世代が交流し感性を育む取組み、「音楽あふれるまち・豊中」の推進に関わる取組みなどを、この4年間特に積極的に実施しました。また、ブランドロゴを定めたほか、市ホームページには魅力発信サイトを新設するなど、積極的なプロモーションを展開しました。新しい取組みなども創出し、全体として都市イメージの向上に成果があったと評価しています。戦略全体を図る指標として「住み続けたいと感じる市民の割合」を、目標値として85.0%を設定していました。平成25年度には、83.8%であった値が、令和元年には85.0%となり、目標を達成しました。また、「豊中市は文化的なまちである」と感じている人の割合は、目標値を50.0%に設定し、平成25年度には48.5%であった値が、令和元年に58.6%となり、目標を達成しています。

(質問)

市民アンケート調査からは、どのようなことが見えてきたのでしょうか。また、第2期豊中ブランド戦略は、どのような点を重視、意識して策定されたのでしょうか、第1期の戦略との違いなども含めて、教えて下さい。

<答弁>

市民アンケート調査からは、豊中市の現在の都市イメージとして「住みやすいまち」が最上位になっており、次いで「治安が良い・安心安全」、「文化・教育に力を入れている」、「公園も多く、緑豊か」といった優れた都市イメージが継続的に形成されていることが分かりました。また、

活動や取組みへの参加意向については、「食に関する活動」や「まち歩きや体験型の活動」、「まちぐるみで来訪者を受け入れる取組み」への参加意向が高かったです。このことから、市民の暮らしを充実させる取組みを、引き続き進めるとともに、第2期戦略では特に「関わる人を増やす交流」に着目した取組みを推進することを掲げています。評価指標にも、関係人口・交流人口の増加数を盛り込みました。

（意見・要望）

ブランドと言っても、他のものと区別する要素や概念は、有形無形と様々ある訳で、まちの価値やイメージを高めるブランドも様々だと思います。私自身は、比較できるほど、豊中市以外で生活した経験が少ないために、明確に豊中ブランドというものを意識する機会があまりありませんが、それでも、豊中市は好きですし、住みやすいと感じていますし、住んでいることに誇りさえ持っています。その点で言えば、市のブランド戦略全体を測る指標が「住み続けたいと感じる市民の割合」であることは、理解もしますし、納得もします。ぜひ、引き続き、物質的なものではなく、感覚的であったり、何となくの雰囲気といった無形なものではありますが、そこに居心地の良さや、安らぎ、そして誇りを抱けるまちであることを豊中のブランドとして、より精練させていっていただきたいと要望しておきます。加えて、一つ提案ですが、私は、豊中のブランドは、住みやすさ、生活のしやすさ、居心地の良さだと思っており、そのことは、実際に一定期間、住んでみて初めて実感出来るものかと思いますので、例えば、豊中市で体験的に生活をして頂けるような機会や補助制度などの検討をして頂いても良いのではないかと思います。

【豊中まつりについて】

（質問）

事業別決算説明書 P. 45の豊中まつりについて伺います。決算額1685万7045円のうち、1500万円が豊中まつり実行委員会への負担金となっています。まずは、豊中まつり実行委員会が作成された豊中まつり2019の決算報告の支出の部の内、総務費業務委託費701万5000円の詳細な内訳を教えてください。

＜答弁＞

豊中まつりの業務委託費とは、事務局業務の委託経費でございます。内訳は、専任スタッフ1名とアルバイトスタッフ1名の人件費が約400万円、事務所の賃料・光熱水費が約92万円、通信費約22万円、事務用品費約6万円などのほか、豊中まつりガイドなど印刷物の制作・印刷や会場のごみ処理・清掃の手配など事務局が担う豊中まつりの運營業務の経費約176万円が主な内容でございます。

（質問）

豊中まつり2019の決算報告の支出内容を見てみると、総務費業務委託費以外は、実際に豊中まつりが開催されたことに伴って発生した費用だと思います。一方で、業務委託費の

多くは、豊中まつりが開催されてもされなくても発生する費用と思いますが、開催されてもされなくても発生する費用の合計額を教えてください。

＜答弁＞

豊中まつりは、当日の運営をはじめ、事前の準備や調整、実施後の残務処理、次年度に向けた説明会、協賛金集めなど、年間を通じての活動が必要であることから、常設の事務局を置いています。先程答弁しました事務局業務にかかる経費のうち、豊中まつり実施に直接かかわる印刷物制作やごみ処理経費を除いた費用、たとえば人件費や事務所の維持管理費、WEBサイトの維持管理費などが必要となります。正確な計算ではございませんが、520万円程度と見込まれます。

（質問）

開催されてもされなくても発生する費用について、市としては妥当な額と考えておられるのでしょうか。

＜答弁＞

豊中まつりは、市民や団体、企業など様々な方々の協力により成り立っている大規模な事業であり、年間を通じての活動が必要です。事務局業務は、準備や運営に関する連絡・調整、会議や説明会の運営、協賛金集めなど多岐に渡ります。かつてはこれらの業務の多くを市の職員が担っていましたが、事務局業務を委託化したことから、その経費が兼愛化したものがございます。毎年度、安定的に事業を実施していくために事務局が果たす役割は重要であり、そのための必要経費であると考えております。

（意見・要望）

事務局業務の必要性、重要性、またその範囲や量は理解しました。ただ、業務委託をしている訳ですので、やはり、公募プロポーザルなどとして、委託契約における競争性、透明性、公平性をあげることを、負担金を出している側として、実行委員会に意見して頂きたい要望しておきます。

昨年度の豊中まつりの来場者数は、延べ人数で約16万人と伺っています。一方で、10月17日、18日にウェブで開催された本年度の豊中まつりですが、確認したところ、あくまで速報値で、精査はされていないとのことですが、サイト閲覧数は17日が3608、18日が1601、ユーザー数は17日が2607、18日が1188とのことでした。ユーザー数は、同一の方が複数の機器（パソコン、スマホ、タブレット等）を使用して閲覧していた場合は、複数カウントされますので、視聴者は、更に少なかったと考えられます。来年度の豊中まつりについて、ライブとウェブのハイブリットでの実施を検討されているとも伺っていますが、今年度の結果も十分に勘案して、来年度の豊中まつりの実施方法については、慎重に検討頂きたいと強く要望しておきます。

【文化芸術センターのコミュニケーションロビーについて】

(質問)

文化芸術センターの入り口付近にあるコミュニケーションロビーについて伺います。まずは、コミュニケーションロビーの設置目的と、これまでの管理運営方法について教えてください。

<答弁>

文化芸術センターのコミュニケーションロビーは、文化芸術センターの利用者・来場者が安らげる憩いの場とするとともに、交流や情報交換を行うことで、新たな文化芸術の創造の場となるよう設置したものです。管理運営については、文化芸術センターの指定管理者が行っており、誰でも気軽に自由に集えるコミュニケーションロビーとしての機能のほか、軽食をはじめ、イベント後にレセプションが出来るカフェも併せて運営しています。

(質問)

これまでのコミュニケーションロビーの利用状況及び、カフェとしての利用状況を教えてください。また、カフェの売り上げは、指定管理者の収入とすると、豊中市市民ホール指定管理者業務仕様書には記載されていますが、どの程度の収入があったのか、教えてください。

<答弁>

利用状況について、コミュニケーションロビーのみの利用者数はカウントしておりませんが、カフェをご利用いただいた人数は、平成30年度で25627人、令和元年度で16455人となっています。カフェ運営については、指定管理業務の収支とは別に、独立採算で運営することとしていることから、指定管理業務の収支報告には含まれておらず、金額等は把握しておりません。

(質問)

施設の有効活用を図るため、文化芸術センターの利用者に限らず、多くの方々が利用しそうな大手のカフェチェーン店やコンビニ等を誘致することを含め、コミュニケーションスペースの有効活用を図るために何か対策を講じてこられたのでしょうか。

<答弁>

令和3年度からの第2期の指定管理者の募集にあたり、募集要件等を検討するため、参考にカフェチェーン店数社に聞き取りを行いました。駅の乗降者数や駅からの距離、指定管理期間が最長5年という点などから出店は難しいとの意見を頂きました。指定管理者募集要項において、コミュニケーションロビーの運営に関する提案を事業計画書に盛り込むことを求めたところ、カフェ運営の新たな提案があったことから、今後、指定管理者と協力しながら、より多くの方が気軽に集える魅力的なスペースにしていきたいと考えています。

(意見・要望)

指定管理者からカフェ運営の新たな提案があったとのこと、一定、今後のスペースの有効活用の状況を注視したいと思いますが、個人的には、コミュニケーションロビーは、市の管理として、単純にテナント募集の形で、事業者に入札して頂き、歳入確保を模索されても良かったのではないかと思います。今後のスペースの活用状況も踏まえて、そういったことも検討して頂ければと思います。

【市所蔵美術作品について】

(質問)

市所蔵美術品は、以前は大阪市内の倉庫を借りて保管していましたが、現在は、文化芸術センターの所蔵庫で保管されていると思います。以前から、全ての美術品を市が室温や湿度が管理されたスペースで所蔵し続ける必要があるのか指摘をしてきました。大阪市内の倉庫から、文化芸術センターの所蔵庫に移される際に、選別を行うと伺っていましたが、現在、文化芸術センターの所蔵庫に所蔵されている作品数を教えてください。参考までに、大阪市内の倉庫で保管していた作品数も教えてください。

<答弁>

文化芸術センター収蔵庫で保管する市所蔵の美術品等は、現在公共施設に展示している作品も含めて749点ございます。大阪市内の民間倉庫から文化芸術センター収蔵庫に移送する時点では、798点でした。なお、残りの49点は、別の公共施設に場所を確保して保管しています。

(質問)

現在、文化芸術センターの所蔵庫にある作品は、全ての美術品が、室温や湿度を管理したスペースで所蔵し続ける必要や価値がある作品なのでしょうか、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

文化芸術センター収蔵庫に保管している美術品等は、本市が購入したものや受賞歴のある美術作家からの寄贈品などそれぞれに価値の要素は異なるものですが、美術品として管理していくにあたっては、環境の整った場所で保管しながら、企画展示や公共施設での展示などで、積極的に活用していくことが望ましいと考えております。しかしながら、収蔵スペースには限りがあることから、民間倉庫から美術品等を移送するにあたり、近代絵画の専門家や公立美術館の学芸員の意見を踏まえて美術品等を分類し、スケッチ画など美術品として展示・活用することが出来ないものについては、文化芸術センター収蔵庫ではなく、他の公共施設に収蔵場所を確保して保管しております。

(質問)

市役所をはじめ、いくつかの市有施設で、市所蔵作品の展示に努められていますが、それでも全ての所蔵作品を展示するには、かなりの時間と労力がかかると思います。所蔵作品数を減らしていくおつもりや、そういった計画、検討はこれまでしてこなかったのでしょうか。

<答弁>

所蔵美術品等については、文化芸術センター収蔵庫に移送する際に、専門家の意見を踏まえて分類し、保管場所の整理を行いました。現在は、企画展示を行う際にその美術作家について調査を行うほか、大阪大学総合学術博物館の協力を得て、一部の作品群を調査研究資料として同博物館に寄託することについて調整する等、所蔵作品の活用を通じた調査研究を進めているところです。現時点で作品数を減らすなどの計画は検討しておりませんが、調査成果を蓄積することが作品をあらためて評価することに繋がることから、今後、必要に応じて整理や保管の見直し等を行ってまいりたいと考えております。

(意見・要望)

大阪市内の民間倉庫から文化芸術センター収蔵庫に移送する際に、専門家や公立美術館の学芸員の意見を踏まえて、美術品等を分類されたとのことですが、分類して、保管場所が変わっただけ、全く整理は進んでいません。個人的には、もっと選別され、市の所蔵美術品等は減るものだと思っておりましたので、残念ですし、問題の先送りをされているだけの様に感じています。少なくとも、分類されたのであれば、分類ごとに、保管し続けるものと、保管をやめるものとは、早急に市として基準を設けるべきだと意見しておきます。そうでなければ、今後、例えば、豊中市ゆかりの著名な芸術家の方や国内外で高い評価を受けられた方、もしくは、豊中市ゆかりの著名な美術家の作品を所蔵されておられる方から寄贈の申し出があった場合、現在は、基本的には寄贈の申し出は断っているとのことですが、市が所蔵している美術品等と比較して、明らかに価値が高そうであったり、所蔵する意義の高そうなものでも所蔵スペースを理由に断るのでしょうか。寄贈を受けた際の寄贈者とどういった取り交わしがなされていたのか分かりませんが、所蔵美術品等の分類づけは完了しているとのことですので、早急に所蔵するものの基準や今後の寄贈品に対する明確な基準を設け、整理を進めて頂きたいと強く要望しておきます。

また、今年7月に東京のあるギャラリーで、盗めるアート展が開催されました。来場者は、ギャラリー内の作品をいつでも自由に持ち帰ることができるというもので、無人営業で実施されたようで、文化芸術センターで同様の催しを実施すれば、それほど手間もコストもかけずに実施が可能だと思いますので、ぜひ、実施に向けて検討をして頂ければと要望しておきます。

(消防局)

【救急車の適正利用について】

(質問)

事業別決算説明書 P.162の救急需要対策で、救命講習や各種行事等で、救急車の適正利用の啓発を行ったとあります。具体的に、救急車の不適正利用とはどういったものがあるのか、教えて下さい。

<答弁>

救命講習等では、救急車は限りある資源であるため、有効に活用していただくようにお伝えしています。救急車を呼ぶか迷ったときは、救急安心センターへ相談、病院に行く手段がない場合は、搬送事業者の活用の広報を行うことにより、救急安心センター、患者搬送事業、救急車を状況に応じて選択していただける環境を構築することが適正利用の啓発と考えております。

(質問)

昨年度の救急車の要請件数と出動件数を教えて下さい。また、出動し、病院等へ搬送した件数を教えて下さい。さらに、消防局として、不適正な利用と思われる件数も教えて下さい。参考までに、ここ数年の救急車の不適正利用の件数と、出動要請に対する不適正利用の割合の推移を教えて下さい。

<答弁>

昨年度の救急出場件数は2万4087件で、搬送件数は2万1579件でございます。救急搬送件数のうち診察後帰宅できる軽症傷病者の搬送件数は1万3282件で、その割合は61.6%でございます。軽症傷病者であってもいろいろな背景があるため、豊中市消防局としては、助けを求めている市民と考え不適正利用としては対応しておりません。しかし、軽症者の中には、救急安心センターでの相談や搬送事業者の活用が可能な傷病者も多くおられるため、普及啓発を行い、適切な選択をしていただけるように取り組んでおります。

(質問)

昨年度の消防への通報件数は何件あり、不要不急や不適正と思われる通報は何件あったのでしょうか。また、不要不急や不適正と思われる通報とはどのような内容のものだったのか、具体的に教えて下さい。さらに、ここ数年の不要不急や不適正と思われる通報の件数の推移を教えて下さい。

<答弁>

令和元年度の消防への119番通報件数は、合計で3万5388件あり、そのうち不要不急と思われる通報件数は1万1727件となっております。「不要不急」とと思われる通報とは、誤報、病院照会や訓練等があります。また、ここ数年の不要不急と思われる通報件数の推移と

しましては、平成30年度の119番通報件数が3万7213件で、そのうち不要不急と思われる通報件数は1万3301件、平成29年度の119番通報件数が3万4783件で、そのうち不要不急と思われる通報件数は1万1753件となっております。

(質問)

本市が平成22年に救命力世界一を宣言してから、ちょうど10年が経ちます。当時と比べて、救急通報があってから救急隊員が駆け付けるまでにかかる時間は短縮傾向にあるのか、延長傾向にあるのか、教えて下さい。

＜答弁＞

救急件数増加に伴い、遠方からの出場があり延伸傾向にあります。

(質問)

救急車の適正利用の啓発を行っておられるとのことですが、広報誌や公式 SNS 等も通じて、不要不急や不適正な通報や救急車の利用の具体的な事例を列挙して、市民の意識やモラルの向上を図るべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

救急車の適正利用の啓発において、不適正と思われる例を列挙しますと誤解を生じる可能性があり、救急搬送が必要な傷病者が救急車を呼ばないということがあってはならないため、救急安心センターや搬送事業者の選択肢を適正に利用していただけるようにSNSやYOUTUBE、広報とよなか等を活用し広報を行っております。

(意見・要望)

不適正な通報や救急車の利用により、本当に必要な業務に支障を及ぼしたり、人命救助に影響を及ぼしている可能性があり、病院紹介など不要不急の通報の抑制や、救急安心センターでの相談や搬送事業者の活用が可能な方には、それらの適切な利用の促進について、これまでもして頂いているとは思いますが、どちらもスマホや携帯電話からもかけられますので、機会があるごとに市民の方々に番号登録を求めるなど、引き続き、積極的に啓発して頂きたいと要望しておきます。救急安心センターおおさか（#7119）や小児救急電話相談（#8000）について、出来れば、啓発と併せて、定期的に認知度調査もして頂きたいと思っております。

【消防車両等の共同運用について】

(質問)

現在、箕面市から負担金をもらって、はしご車の共同運用をされていますが、その詳細を

教えてください。

<答弁>

箕面市域においてははしご車を必要とする災害が発生した場合に、箕面市からの要請により30m級のはしご車を出場させるものでございます。

(質問)

令和6年の消防指令業務の共同運用の拡大に向けて進められていますが、箕面市以外の自治体との車両の共同運用は、これまで検討されてこなかったのでしょうか。

<答弁>

平成23年に北摂地区7市2町の消防本部における消防力強化を図るため、特殊車両の共同運用について検討しております。

(意見・要望)

箕面市以外の自治体とも車両の共同運用について、検討して頂きたいと要望しておきます。

【消防庁舎運営管理について】

(質問)

事業別決算説明書 P.165の消防庁舎運営管理として、決算額6824万9971円となっています。現在、消防局が管理している消防庁舎は3消防署、6出張所ですが、当面は、全ての庁舎を維持していく計画で進められているのでしょうか。

<答弁>

消防庁舎は、災害の発生や救急要請があった場合に、緊急車両を現場に一刻も早く到着させるための拠点として、市内に分散して配置しております。現在、消防庁舎の分散配置により、市内のどの場所で災害等が発生しても、現場到着までの時間差はあまりなく、消防体制の均衡がとれ、市民サービスの平準化が図られていると考えておりますので、消防局としましては現状を維持していく方針です。

(質問)

令和6年の消防指令業務の共同運用の拡大により、現在の東泉丘出張所の指令センターが移設されますが、東泉丘出張所そのものや指令センターが抜けて空くスペースの活用については、これまで何らかの検討はなされてきたのでしょうか。

<答弁>

現段階では共同運用が確定したのではなく、具体的な検討はまだ行っておりませんが、例えば、新型コロナウイルス感染症等の防護服や手袋などの備蓄倉庫などが考えられます。今後、共同運用が確定次第、適切に検討してまいります。

【消防被服及び消防資機材について】

(質問)

事業別決算説明書 P.162の消防被服の整備及び消防資機材の整備について伺います。消防被服の整備として決算額2579万1472円となっておりますが、具体的に購入されたもの及びその数量、さらに購入単価を教えてください。

<答弁>

消防被服の整備で主なものといたしましては、防火衣11万8000円72式、防火帽1万2500円58個、高度救助隊救助服4万円15式、特別・兼任救助隊救助服3万5200円36式、労働安全衛生法改正のため必要となった墜落制止用器具9800円100本、そのほか活動服や救急服などの個人貸与分や新規採用者用被服などで、決算額2579万1472円となります。

(質問)

消防資機材の整備として決算額1137万8174円となっておりますが、消防活動に必要な資機材とは具体的にどのようなもので、どのような整備が行われたのか、教えてください。

<答弁>

主な内訳として、消火活動で使用する消防用ホースの購入、消防活動等で使用する空気呼吸器本体及び高圧空気容器の整備に伴う購入及び修繕となります。

(質問)

一方で、事業別決算説明書 P.170の消防車両の更新整備の中で、テロ対策用特殊救助資機材の陽圧式化学防護服5着と非陽圧式化学防護服4着を購入されていますが、なぜ、事業別決算説明書 P.162の消防資機材の整備の中で購入されなかったのでしょうか、教えてください。

<答弁>

車両と密接に関係する装備であるため、消防車両の更新整備事業での措置としております。

(質問)

古くなった消防被服や消防資機材は、どのように処分されているのでしょうか。古くなった

消防被服や消防資機材などを、ネットオークション等に出品するなどして、歳入確保に努めることはこれまで、検討や実施されてはこなかったでしょうか。

<答弁>

消防被服及び消防資機材については、テロ行為や悪用防止の観点から、ネットオークション等への出品にはそぐわないと考えております。処分方法につきましては、消防被服は裁断して処分し、また、消防資機材のうち、鉄くずとなるものについては、売却し歳入確保等に努めております。

(危機管理課)
【災害時支援協定について】

(質問)

事業別決算説明書 P.169の地域防災計画関連事業で、民間事業者と災害時支援協定を締結したとありますが、具体的な協定内容を教えて下さい。

<答弁>

協定の内容ですが、まず、ロイヤルホームセンター株式会社とは、災害時における資材及び生活物資等の確保並びに施設の利用に関する協定を令和2年3月に締結しました。この協定は、災害時に本市が物資等を調達する必要がある場合に、同社が保有する物資等の供給を行うことや、洪水等の災害時に同社が所有する施設を市の洪水高潮避難ビルとして提供して頂くこととしております。

次に、西日本三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社とは、災害時における電動車両等の支援に関する協定をロイヤルホームセンター株式会社と同じく、令和2年3月に締結しました。この協定は、主に、災害時に電動車両等の貸与を受けることにより、避難所等での電力確保を行おうとするものでございます。

(質問)

現在、どれだけの事業者と災害時支援協定を締結しておられるのでしょうか。

<答弁>

本年10月1日現在、66の災害時支援協定を事業者等と締結しております。

(質問)

災害時支援協定を締結しておられる事業者の把握や管理はどのように行われているのでしょうか。定期的に協定を結んでおられる事業者と協定内容の確認をしたり、担当者や連絡先の変更等があれば、随時、更新される仕組みとなっているのでしょうか。

<答弁>

協定を締結する際、その支援内容に応じて、市と事業者等の双方で担当窓口を設定し、確認をしております。協定は原則として、1年間を期限とし、双方いずれからも解除や変更の申し出がなければ、延長される仕組みであり、変更があれば、連絡を取り合うことになっております。また、協定の内容に応じて、共同で訓練を実施するなど、日頃から連携をとるよう、努めているところでございます。

(意見・要望)

市が災害時支援協定を締結している事業者数は増え続けており、現在66にもなっています。

くれぐれも、担当者の異動等により、協定締結事業者や締結内容が曖昧になってしまうことのないように、実際に災害等が起きた時に、協定内容が的確に実施され、様々な支援が適宜、適切に受けられるように、市側も、事業者側も日頃から、関係性を密にして頂きたいと思えます。

【避難行動要支援者について】

(質問)

事業別決算説明書 P.169の避難関連事業として、決算額876万3951円となっており、避難行動要支援者名簿システムの改修を行ったとありますが、詳細を教えてください。システムの改修により、支援者にとって、利便性の向上につながったのでしょうか。

<答弁>

システム改修ですが、まず、市保管用の名簿の差替え業務を年4回行っており、差し替えには、1週間ほどの時間がかかりますが、当該期間中に住民基本台帳情報が連携され、名簿データの更新が行われると、一定時点の名簿情報の抽出ができないことから、データの連携処理を一時的に停止できるよう、システム改修を行うとともに、外国人の方の通称名を名簿システムに取り込むことができるよう、システム改修を行ったところです。

このほか、令和元年度は、地域の避難支援等関係者の方のご意見等を踏まえて、名簿様式に要支援者情報の凡例を新たに記載し、一目で登録者がどの要件で対象となっているかがわかるように修正するとともに、次回提供名簿からは、新規追加された登録者が分かるような仕組みの構築を行っており、避難支援等関係者の皆さまが使いやすい名簿となるよう、改善を図っております。

(質問)

実際に災害が発生した際に、支援者が避難行動要支援者の状況把握を行う際、紙ベースの名簿を使って行われていたかと思えます。避難行動要支援者の情報をデジタルデータで取り扱うことは出来ないのでしょうか。また、デジタル機器、ICT 機器、インターネット等を活用して、避難行動要支援者の状況把握の効率化、迅速化、省力化を図ることは検討されているのでしょうか。

<答弁>

避難行動要支援者名簿には、指名や生年月日のほか、障害の種類などの情報も記載されており、このような情報をデジタルデータで地域の避難支援等関係者へお渡しすることは、現状において、セキュリティ上、難しいと考えております。

避難行動要支援者の安否確認に係るデジタル機器の活用については、現在、民間事業者と一部自治体で実証実験が行われており、本市としましても、活用に向け、情報収集を行っているところでございます。

(意見・要望)

個人情報 の 取扱い や、デジタルデータ のセキュリティ上 の課題 などがある とは 思いますが、デジタル機器、ICT 機器、インターネット等 を活用して、避難行動要支援者 の状況把握 の効率化、迅速化、省力化 を図ることは要支援者 にとって、支援者 にとって もメリットがあることだ と 思いますし、時代 の流れ と共に 不可避 になってくると 思いますので、引き続き、それら の活用 に向けて、調査、研究 をして 頂きたい と 要望 しておきます。

(総務部)

【内部統制制度について】

(質問)

事業別決算説明書 P. 27の行政手続きの適正化として、内部統制について、研修会の開催及び説明会を行い、試行実施に向けての準備を行ったとのこと。内部統制の必要性及びその目的をどのように考えておられるのでしょうか。また、内部統制の取組みを進めることによって、どのような課題の解決、効果が考えられるのか、教えてください。

<答弁>

内部統制につきましては、平成29年地方自治法の改正により、都道府県及び指定都市において導入が義務付けられたものでございます。指定都市以外の市町村については努力義務となっておりますが、本市におきましては、行政サービスを持続的に提供するためのマネジメントの仕組みとして、令和3年度から財務に関する事務を対象業務とし、導入することとしております。内部統制を実施することにより、適正な事務の執行を担保しようとするものでございます。

(意見・要望)

内部統制制度については、これまでも包括外部監査や内部監査でも、その必要性を指摘される事例や事案がありましたが、行政サービスの質の維持向上とともに、自治体内部での不適正な事務処理の防止にも、極めて重要な仕組みであると思っておりますので、来年度からの本格導入に向けて、庁内での内部統制制度に対する理解、認識を高めて頂くとともに、不適正な事務処理のリスク低減に向けた組織体制や仕組み作りに尽力頂きたいと要望しておきます。

【情報セキュリティの推進について】

(質問)

事業別決算説明書 P. 32の情報化推進事業において、情報セキュリティの推進をされています。情報セキュリティ管理策が、全庁的に定着されるよう取り組みましたとありますが、ICT やデジタル媒体、AI 等の技術の活用を提案すると、情報セキュリティを理由に、消極的な見解を述べられることがまだまだ多いのが現状ですが、とよなかデジタル・ガバメントを 実現していく上で、現状の市の情報セキュリティ水準をどのように評価されているでしょうか。

<答弁>

市の情報セキュリティ水準の評価でございますが、市では情報セキュリティポリシーとして、基本的な方針を示す『豊中市情報セキュリティ規則』と、具体的な対策を規定した『豊中市情報セキュリティ対策基準』を策定するとともに、「豊中市情報セキュリティマネジメントシステムの管理運営に関する要綱」を加え、豊中市 ISMS 基本方針として、様々なセキュリティ対策を実施

しているところですが。また、職員が相互に他部局のセキュリティ対策について監査を行う、内部監査を実施することによって、情報セキュリティの質の向上にも取り組んでおり、ソフト面でのセキュリティ水準は高度なレベルにあると考えております。さらに、ウイルス対策など通常のセキュリティ対策に加え、業務で使用するネットワーク体系を、市民の個人情報等を扱う住民情報系と、市の事務に係る情報を扱う庁内情報(LGWAN)系、インターネット系の3つに分離するいわゆる「3層の対策」を講じるなど、ハード面においても高水準のセキュリティ対策がなされていると考えております。

(質問)

職員が使用しているパソコンでは WEB 会議に参加できませんし、ペーパーレス会議システムで使用されているタブレットでも、WEB 会議には参加できません。WEB 会議に参加するためのタブレット端末を使用して、WEB 会議を行われるなど、非常に非効率だと思います。セキュリティ上、現在のような使用方法は、仕方がないことなのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

WEB 会議をタブレット端末で行うことについてでございますが、セキュリティの観点から別端末としているのではなく、3層の対策を行っていることにより、業務用端末(パソコン)からは、WEB 会議で使用するインターネットに直接接続することができず、仮想環境で接続するよう制限されていることから、別の端末を用意しているところでございます。タブレット端末は、パソコンよりも画像や音声処理が最適化されているなど、快適かつ使いやすく、また、別端末とすることで、手元の資料の閲覧や整理をパソコンで別に処理できるメリットがございます。今後は、3層の対策の見直しも含め、最適な運用手法について検証を続けてまいります。

(※)仮想環境では、端末に接続されたカメラなどの物理的なデバイスを認識することが出来ないことが要因。仮想環境とは、端末とは別のサーバ等の機器で構築したインターネットに接続できる環境を別画面で閲覧する仕組み

(意見・要望)

自席のパソコンよりも、タブレット端末の方が機能的にも、利便性も高いということであれば、必ずしも自席のパソコンから WEB 会議システムに参加できるようにすることが最適とは言えないかも知れませんが、少なくとも、現行では、WEB 会議に参加するためのタブレット端末も十分に整備されている訳ではありませんし、答弁にあったように、3層の対策の見直しも含めて、より効果的、効率的な業務遂行が出来るように、機器やシステムの整備について、調査、研究を進めながら、課題の解消に努めて頂きたいと要望しておきます。

【ペーパーレス会議、WEB 会議について】

(質問)

事業別決算説明書 P. 28の事務管理の企画調整で、ペーパーレス会議システムの運用、WEB 会議の試行導入を行ったとあります。従来の会議と比べて、ペーパーレス会議やWEB 会議のメリット、デメリットをどのように分析されているか、教えて下さい。

<答弁>

ペーパーレス会議システムでは、昨年度、約32万枚の紙を削減するとともに、資料の配布や差替え、保管などにかかる時間が大幅に短縮されるなど、生産性の向上につながっていると考えております。WEB 会議については経営戦略会議をはじめとした各種会議の他、審議会委員や事業者との打ち合わせなどに活用しており、一堂に会する必要がないため、主催する側、参加する側にとって移動時間や打ち合わせ時間の短縮につながっております。いずれのシステムについても、自席の事務用パソコンでは利用できず、利用の都度機器を貸与する方式をとっていることから利便性の向上が課題となっております。

(質問)

試行導入された WEB 会議は、ZOOM を使用されているようですが、小中学校で実施されているリモート授業は、Cisco Webex を使用されています。それぞれのメリット、デメリットと、役所では ZOOM を採用した理由をあわせて教えて下さい。

<答弁>

あくまでも現場の声ではありますが、Webex については高画質であり、Zoom については通信が比較的安定していると認識しておりますが、いずれにしましても、WEB 会議システムについては、利用の目的、対象者などを踏まえ、採用するシステムを決定していく必要があると考えております。Zoom については、先程述べました通信の安定性に加え、ある民間調査によりますと、WEB 会議システムのシェアが35%でトップシェアであり、一般に広く利用されていること等から、庁外のような立場の方々とのやり取りに適しているという考えにより採用したものです。

(質問)

今後の目標として、市全体の会議のうち、どれくらいの割合をペーパーレス会議や WEB 会議で実施させていきたいと考えておられるのか、教えて下さい。

<答弁>

新たな働き方として、ペーパーレス会議や WEB 会議をさらに推進し、浸透させていきたいと考えております。しかし、会議や打ち合わせを効果的・効率的に実施する観点から、会議等のメンバーや内容によって、ペーパーレスや WEB、書面、対面など、最も適した会議形態をその都度選択することが基本となるため、ご質問のような具体的な数値目標は定めておりません。

(意見・要望)

ご答弁にあったように、会議の内容やメンバーによって、最適な手法は異なると思いますので、会議の合理化、効率化の観点を重視して、会議手法は決めて頂いたら良いと思いますが、自席の事務用パソコンでは WEB 会議システムも、ペーパーレス会議システムにも参加できないという利便性の課題については、早期解消に向けて、使用する機器やシステムについて、調査、研究を進めて頂きたいと要望しておきます。

**【とよなかデジタル・ガバメント戦略を推進するための
人材確保、人材育成、組織機構改革について】**

(質問)

これまで情報化施策は、豊中市情報化計画に基づき、取組みを進めてこられ、その計画は、本年度、とよなかデジタル・ガバメント戦略に置き換えられました。これまでの情報化施策の取組みにおいて、既存の組織体制、職員体制、職員のノウハウや能力はどの程度、十分に適応、適合してきたと評価されているでしょうか。

<答弁>

情報化施策の取組みにおける既存の組織等の評価でございますが、平成6年度に情報化計画を策定し、情報政策推進会議を設置して以来、これまでデータベース(OS を Windows に)やネットワーク、パソコンなどのインフラ構築、庁内業務の情報化や市民への ICT サービス導入などについて、全庁で情報共有し検討する体制を整いつつ、計画的に取組みを推進してきたところでございます。このような取組みを進める中で、職員のノウハウや能力は着実に向上しており、また、職員研修によるフォローや情報処理専門職コースによる人材育成などの実施により、情報化施策の取組みを推進しうる組織・体制を適切に確保することが出来たと考えております。

(質問)

とよなかデジタル・ガバメント戦略の策定に伴い、情報政策課がデジタル戦略課に組織体制が改められましたが、一つの課としての位置づけで十分な仕事ができるでしょうか。個人的には、デジタル戦略監を設置して、全庁的に、組織を横断的にデジタル技術、AI技術、ビッグデータ等の活用を推進していくべきではないかと考えますが、そのような検討はこれまで、されてこなかったのでしょうか。

<答弁>

デジタル戦略課は、本市のデジタル・ガバメントを先導していくための総合企画調整を担う組織です。総務部につきましては、市の政策推進を下支えする組織であり全庁にかかる様々な制度や仕組みの総合調整を行っております。これらのことから、デジタル・ガバメントの取組みにつきましては、総務部のミッションと合致するため、総務部の所管としたものでございます。

(質問)

ICT やデジタル技術、ビッグデータ等の十分に活用していくためには、専門的なスキルや知識、経験が必要だと思えますが、とよなかデジタル・ガバメントを実現していくために、データサイエンティストなど、専門職としての職員採用等についての検討は、されてこなかったのでしょうか。一方で、これまで、情報政策課の職員をはじめ、市職員の ICT やデジタル技術、AI 技術等に対する知識やノウハウ、データ分析のスキルを高める取り組みはされてこられたのでしょうか。また、市職員のそれらのスキルやノウハウは、どの程度、向上してきたのでしょうか。

<答弁>

情報化に係る専門職職員の採用でございますが、これまで検討をしているものの、現時点では実施しておりませんが、民間専門人材の活用や、職員の民間企業等への派遣について、引き続き進めていきたいと考えております。専門的な知識や経験を得るための手法としましては、ICT 関連企業との包括連携協定を通じた取組みによる人材育成や、業務を通じた専門性の向上に取り組んでおります。市民サービスの向上や事務の効率化の取組みにあたり、新たな技術や仕組み、データ等を活用する等、知識やノウハウを活かした提案や分析もなされております。

(意見・要望)

デジタル・ガバメントは、本市の主要施策、メインプロジェクトの一つとして、今後、推進、拡充していかれると思えます。その上で、情報化に係る専門職職員を採用することで、施策の推進力や展開のスピードを高めることが可能になると思えますので、実施には至っていないようですが、ぜひ、専門職職員の採用に向けて前向きに検討を進めて頂きたいと強く要望しておきます。また、職員の民間企業等への職員派遣を引き続き進めていくとのことですが、包括連携協定を結ばれている ICT 関連企業をはじめ、ビッグデータや AI 等、最先端のデジタル技術やツールを活用している企業への職員派遣を是非とも積極的に 模索して頂きたいと要望しておきます。さらに、デジタル戦略課は、本市のデジタル・ガバメントを先導していくための総合企画調整を担う組織との答弁がありましたが、デジタル戦略は、庁内全ての部局に必要なもので、今後、ますますその意義も、必要性も増すことは間違いのないと思えますので、総務部の一所管課としての位置づけではなく、市長直轄として、より大きな権限を持って、組織横断的に全庁的に指導、管理、統制をしていけるよう次年度以降の組織機構改革においてデジタル戦略監の創設など検討して頂きたいと要望しておきます。

【人事への AI の活用について】

(質問)

事業別決算説明書 P. 31 の人事関連事務において、人事異動ほか各種制度や人事評価等の制度を適正に運用したとあります。また、業務量に対応した適切な人員を配置したとあります。とよなかデジタル・ガバメント戦略の大きな柱の一つに仕事・働き方を変える(職員のスマートな働き方)を挙げられ、AI 等の最先端技術・スマートデバイス等を活用し、仕事の

あり方をデザインすることに見直すとあります。適材適所、適正配置の観点や、市に必要な人材の確保や個々の職員の的確なスキルアップの観点から、採用や人事評価、人事異動、人材育成等に AI を活用することはこれまで検討はされてこなかったのでしょうか。また、今後、取り入れていく考えはないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

AI 技術を採用や人事異動など人事管理業務に活用することにつきましては、民間企業等における活用事例の情報収集は行っておりますが、現時点で具体的な検討は行っておりません。人事管理業務においては、AI が得意とする工程も一部にあるかも知れませんが、最終的な判断は人間がじっくりとやり取りする中で決定する必要があると考えております。当面は、データ化を含め AI 技術の動向をにらみつつ、調査研究を進めたいと考えております。

(意見・要望)

AI は、定性評価には不向きで、定量評価を行う際に、力を発揮します。そのため、AI を活用するためには、まずは、データ収集や、指標の数値化を進めなければなりません。ぜひ、人事管理業務への AI 技術の活用事例の情報収集とともに、人事評価や職員採用の際の判断ツールとして AI 技術を活用するために、個々の職員のステータスや能力の数値化、市役所組織の分野、テーマごとの知識やノウハウの数値化などを積極的に進めて頂きたいと強く要望しておきます。ご答弁にあったように、最終的な判断は、人間が行うことになると思いますが、人間が得意とする定性評価に加えて、デジタルツール、デジタル技術が得意とする定量評価も積極的に取り入れ、市役所内部、市役所組織においてのデジタル化を進めて頂き、真のデジタル・ガバメントを目指して頂きたいと強く要望しておきます。

【職員の分限処分、懲戒処分について】

(質問)

広報とよなか10月号に職員の分限処分(病気休職者)81人、懲戒処分合計17人(戒告5人、減給9人、停職3人)と記載がありました。ここ数年の分限処分、懲戒処分を受けた職員数の推移を教えてください。

<答弁>

教職員を除いた平成30年度の病気休職者は47人、懲戒処分は停職1人、平成29年度の病気休職者は43人、懲戒処分は減給1人でした。

(質問)

休職において分限処分に至るか否かの判断基準を教えてください。

<答弁>

地方公務員法において、「心身の故障のため、長期の休養を要する場合」に休職させることが出来るとされており、あらかじめ産業医等任命権者の指定する医師によって、長期の休養を要すると診断された場合としております。

(質問)

分限処分を受けた病気休職者のうち、管理職職員の割合を教えてください。

<答弁>

病気休職者において、直近3年間の管理職職員の割合は令和元年度0、平成30年度0、平成29年度が約2.3%です。

(質問)

管理職職員は時間外手当が発生しないため、長時間勤務の実態が把握しづらいと思いますが、管理職職員の長時間勤務等の状況把握や管理、指導については、どのように行われているのでしょうか。

<答弁>

管理職の業務につきましては、大半が自らの裁量により行うものであるため、勤務時間の管理につきましても、自らが行うことを基本としておりますが、長時間勤務が続くような場合については、上司より助言や指導を行うものと考えております。

【職員提案制度について】

(質問)

事業別決算説明書 P.48の職員研修事業のうち、職員提案制度について伺います。昨年度、従来の職員提案制度を見直し、きらり・チャレンジ応援制度を新設されたとあります。職員提案制度を見直した理由、また新設された制度の特徴を教えてください。

<答弁>

職員提案制度をより充実させ、チャレンジする人材の育成と職場風土づくりに加え、改革を推し進める制度とすることを目的として見直しを行いました。具体的には、制度を大きく二つに分類し、一つは新たな事業提案制度である「創る改革実現プロジェクト」として、もう一つは業務改善の事例を組織で広く共有し推進するための「きらり・チャレンジ応援制度」として、制度構築を行いました。「きらり・チャレンジ応援制度」については、職員研修と連携し、研修で学んだノウハウを職場での改善につなげられるものとしております。

(質問)

昨年度、何件の応募があり、具体的に採用されたり、効果の挙げられた事例があれば、教えて下さい。

<答弁>

昨年度の実施状況につきましては、合計99件の報告があり、全ての取組み内容を庁内で共有しました。また、特に優れていると認められた取組みとして、市民課などでの「窓口サービスの向上」や母子保健課での「ランチオンセミナーの開催」といったものがございました。

(財務部)

【各種財政指標の示し方と目標数値について】

(質問)

昨年度決算ベースでの経常収支比率はいくらだったのか、前年度比と合わせて教えてください。また、各経済歳入歳出決算等の概要 P. 6、P. 7のように経常収支比率については、府内都市や類似団体との比較を示されています。何故、経常収支比率だけ、詳細な状況説明や、他自治体等との比較を示されているのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

令和元年度決算における経常収支比率については91.4%となり、前年度に比べ、1%改善されました。経常収支比率はフロー面での財政運営の硬直度を示す指標として一般的に広く用いられている指標でもあり、他自治体と行財政構造の比較が容易であることから 決算状況をご説明する際にも主要な指標として利用しているものです。

(質問)

基金と市債の残高について教えてください。市民にとっては、基金積立額や市債残高の方がより分かり易い指標かと思えます。何故、基金積立額や市債残高を類似団体と比較したり、示すことはされないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

基金の残高につきましては、財政調整基金と特定の目的のために積立を行っている基金の令和元年度末の合計残高は180億3361万1000円で前年度比38億3955万9000円の増加。市債につきましては、一般会計で令和元年度末残高は868億750万4000円で前年度比6億6797万3000円の減となっております。こうした残高は市民一人当たり残高として中核市平均と比較しつつ、中期財政計画やとよなかのお財布事情等で公表しておりますが、引き続き、より分かり易い公表のあり方については、取組みを続けてまいりたいと考えております。

(質問)

財政調整基金については、積立額の目標値とその考え方を示されていますが、市債残高等の負担についても目標値を設けられているのであれば、その考え方も含めて教えてください。目標値を設けられていないのであれば、その理由と、設けるべきではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

市の財政運営における市債の負担にかかる考え方に関しましては、実質公債費比率や将来負担比率という地方公共団体財政健全化法による共通の目標設定があることに加えまして、中期財政計画中の資産計画におきましてもストックベースのプライマリーバランスの黒字維持やフローベースでの起債比率に関する指標を設けることで行き過ぎた負担に至ることを未然に抑制する仕組みを設けているところです。

市債の残高に最も関係する将来負担比率や、フローでの負担の目安となる実質公債費比率におきましても今のところ健全化法上の早期健全化基準内にあるところではございますが、現下の環境を鑑みまして、市債の発行及び残高の両面での管理を継続して参ります。

(意見・要望)

市の財政譲許に関する市民への分かり易い情報提供や情報の見える化については、今後も、引き続き、改良を重ねて頂きたいと思えます。また、財政課としては、市の財政運営における市債の負担にかかる考え方については、実質公債費比率や将来負担比率という地方公共団体における共通の目標設定があり、これらの指標を管理、把握することを市の財政的負担や将来における負担を測る上で重要視されていることが再確認できました。市財政の健全化を判断するためには、市債の増減で一喜一憂するのではなく、これらの指標をしっかりとチェック、管理していくことが重要ということであれば、こういった指標についても、より分かり易く市民に情報発信して頂くことをあらためて要望しておきます。さらに、これらの指標の将来推計などは算出が可能なのか否か、中期財政計画等に記載することが出来ないか、今後の検討課題として頂きたいと要望しておきます。

【地区会館の管理について】

(意見・要望)

創造改革課の答弁から、地区会館、自治会館、共同利用施設等の集会機能を有する施設全体の再編の基本的な考え方としては、地域活動の「拠点」となる施設を小学校区に1か所配置し、地域活動の場の充実を図っていくこと。再編の工程については、令和10年度を目途に、すでに地域自治組織が形成されている、または学校再編が行われている小学校区において、先行して検討を進めていくことを確認させて頂きました。

現在、地域コミュニティ拠点施設の再整備プランの策定を目指して、取組みを進められており、この再整備プランが確定してから、具体的な案を示しながら、地域の方々のご意見を伺いながら検討を進めていかれるということだと思えます。空港課にも意見、要望しましたが、地域の集会機能を担う施設を、どのように配置、運営するかということは、地域の状況、過去からの背景、利用者間や利用団体間の関係性、管理運営者や団体の状況や思惑など様々なことを考慮しなければならず、拙速に、また、乱暴に、市として一方的に決めていける話ではありませんが、地域ごとに、他の公共施設の整備再編や他の集会施設との役割分担の検討と連動して、進めていくとのことでしたので、現在55か所ある地区会館についても、空港課、創造改革課、コミュニティ政策課等、関係部局と連携を密にしながら、進められる地域から、積極的に計画や戦略を立てて、進めて頂きたいと要望しておきます。

(選挙管理委員会)

【選挙のデジタル化について】

(質問)

先月、市長はデジタル・ガバメント宣言をされました。デジタルによる新たな価値創造と変革を推進するため、とよなかデジタル・ガバメント戦略も策定されました。その戦略の中に、選挙に関する取り組みは特段、盛り込まれていないように思いますが、選挙に関する事務や業務について、デジタル化を進めてこられたことはあるのでしょうか。また、具体的に、選挙広報、投票、開票等について、今後、デジタル化を推進していくおつもりはあるのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市では、総合的な選挙システムを運用し、選挙人名簿、在外選挙人名簿の管理や、期日前・不在者投票及び当日投票にかかる名簿確認等の業務を電子的に行っています。また、開票事務では、投票用紙読取分類機を導入し、迅速かつ効率的な作業を実施しています。平成29年10月の衆院選から全てのポスター掲示場に QR コードを掲載し、市ホームページに直接アクセス出来るようにしたことや、公職選挙法の改正により、国政選挙における選挙公報の掲載文を電磁的記録で提出できるようになったことを踏まえ、今年3月定例会において市長選、市議選における選挙広報の掲載文を電磁的記録で提出できるように「豊中市選挙公報に関する条例」を改正したことなど、デジタル化への対応をおこなってきたところです。今後、デジタル化にかかる国の動向を注視しつつ、安全かつ安定的に運用できるシステム等の条件が整えば、可能な限り一層のデジタル化を進めていきたいと考えています。

(意見・要望)

可能な限り一層のデジタル化を進めていきたいとのことですので、出来ることから貪欲に、積極的にデジタル化を進めて頂きたいと要望しておきます。平成29年10月の衆院選から全てのポスター掲示場に市ホームページの URL が記録された QR コードが掲載されているとのことですが、まだまだ認知度は高くないように思いますので、そのこと自体の周知にも努めて頂きたいと思います。また、選挙広報の掲載文を電磁的記録で提出出来るようになりましたが、データで提出された選挙公報をホームページで掲載するのであれば、カラーでの選挙広報の提出を認め、カラーで掲載すること、さらに、市の公式ツイッターや Facebook、Instagram等の媒体でも選挙公報のデジタルデータを掲載することを検討して頂きたいと要望しておきます。

【投票率の向上について】

(質問)

平成28年6月に改正公職選挙法が施行され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。同年8月に実施された参議院議員選挙では、10代の投票率が、20代や30代の

投票率よりも高く、更に、豊中市の10代の投票率が、大阪府内で最も高かったように記憶しています。あらためて、当時の投票率の結果を詳しく教えて下さい。

<答弁>

平成28年7月参院選における本市の投票率は全体で約55%に対し、抽出した投票区から算出した概数で18歳が49%、19歳が47%です。

(質問)

昨年実施された参議院議員選挙、大阪府知事選挙、大阪府議会議員選挙、豊中市議会議員選挙の全体の投票率と10代の投票率を教えてください。

<答弁>

平成31年4月の大阪府知事選・府議選では全体が約50%、18歳が44%、19歳が29%、豊中市議選では全体が約41%、18歳が28%、19歳が18%、令和元年7月の参院選では全体が約50%、18歳が38%、19歳が31%でした。尚、平成28年7月参院選で10代だった有権者は、令和元年7月参院選では21歳、22歳となり、いずれも約27%でした。

(質問)

10代の投票率が急激に下がっていますが、その要因をどのように分析されているでしょうか。

<答弁>

法改正直後は、マスコミ等で取り上げられ、また教育現場では模擬投票や主権者教育の取組みが増えたため、選挙への関心が高まったが、その後、制度の定着とともにマスコミ等であまり取り上げられなくなったことが、投票率の低下に影響しているものと推測しています。

(意見・要望)

あらためて、市内の高校などへの模擬投票や主権者教育の出前講座などの機会を創って頂けるように、積極的に働きかけをして頂き、若い世代の投票率の向上に努めて頂きたいと要望しておきます。

【選挙の機材管理倉庫について】

(質問)

事業別決算説明書 P.74の選挙管理委員会運営関係として、決算額738万3995円となっておりますが、その内訳を教えてください。

<答弁>

運営関係の主な内容は、選挙管理委員会の委員報酬338万3995円、選挙機材を収納している倉庫の維持管理費256万1758円などです。

(質問)

選挙の機材管理倉庫の維持管理費が高額に感じますが、倉庫はどこにあり、どのような機材を、どのように維持管理されているのか、詳細を教えてください。

<答弁>

倉庫は、桜の町3丁目の旧あゆみ学園、現在は「発達支援あゆみ」が運営されている建物の3階の一部スペースをお借りして、期日前投票所7か所、当日投票所65か所、開票所1か所で使用する選挙機材一式をまとめて収納しています。

具体的には、投票所で使用する投票箱、記載台、投票用紙交付機、ゴムマットなど、開票所で使用する投票用紙読取分類機、投票用紙計数機などです。